

募集要項等の位置付け及び用語の定義

募集要項等の位置付け

市は、本事業の実施にあたり、募集要項を策定します。募集要項は、本事業を実施する事業者を選定するにあたり公表するものであり、応募者は募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとします。

募集要項の別添資料等下記に示す資料一式を、募集要項と一体のものとし、「本募集要項等」とします。

<本募集要項等一覧>

- ・ 募集要項
- ・ 別添 1 募集要項等の位置付け及び用語の定義
- ・ 別添 2 事業者選定基準
- ・ 別添 3 様式集
- ・ 別添 4 基本協定書（案）
- ・ 別添 5 事業用定期借地権設定契約に係る条件規定書（案）
- ・ 別添 6 物件調書
- ・ 別添 7 解体施設一覧表

用語の定義

用語の定義については、法律の指定がある場合は法の定義に従い、本文中に指定があるものはその内容、その他の用語については本項「用語の定義」を参照してください。

(1) 応募者

本プロポーザルに応募する法人又は複数の法人のグループをいう。

(2) 応募法人

応募者のうち、単独で提案する法人のことをいう。

(3) 応募グループ

応募者のうち、複数の法人で提案するものをいう。

(4) 構成法人

応募グループを構成している法人をいう。

(5) 代表法人

構成法人のうち、市に対して代表法人として届出のあった法人をいう。

(6) 特別目的会社

設立形態のいかんを問わず、本事業を実施することを目的として設立された法人等のことをいう。
資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定目的会社も含む。

(7) 基本協定

市と優先交渉権者との間で締結する協定のことをいう。

(8) 事業用定期借地権設定契約

市と事業予定者との間で締結する事業用地の定期借地権の設定契約のことをいう。

(9) 優先交渉権者

市と基本協定の締結にあたり、優先的に交渉を行うことのできる者をいう。

(10) 次点交渉権者

市と基本協定の締結にあたり、優先交渉権者が資格を喪失した場合に交渉を行うことのできる者をいう。

(11) 事業予定者

市と基本協定を締結した者で、借地期間開始までの各種手続きを行う者及び市と事業用定期借地権設定契約を締結する者をいう。

(12) 事業者

市と事業用定期借地権設定契約を締結した者又はその権利義務を引き継いだ者をいう。

(13) 関連事業者

宇都宮市中央卸売市場業務条例（昭和49年12月23日条例第57号）第2条第6項の「市長の許可を受け、市場において市場機能の充実を図り、又は取引参加者その他の市場の利用者に便益を提供する業務であつて規則で定めるものを営む者」をいう。

(14) 業務条例

宇都宮市中央卸売市場業務条例（昭和49年12月23日条例第57号）をいう。

(15) 規則

宇都宮市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和50年6月16日規則第42号）をいう。

(16) 運営要綱

宇都宮市中央卸売市場の業務の運営に関する要綱（令和2年6月21日）をいう。

(17) 整備要綱

宇都宮市中央卸売市場における民間による施設整備要綱（平成16年12月1日）をいう。